

京都市告示第601号

生活保護法第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第4号に規定する介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成27年3月6日

京都市長 門川大作

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
居宅療養管理指導	フラワー薬局 西陣店	上京区五辻通七本松西入上る老松町103番121	平成27年1月1日
介護予防居宅療養管理指導	フラワー薬局 西陣店	上京区五辻通七本松西入上る老松町103-121	平成27年1月1日
通所介護	出町茶論	上京区寺町通今出川上る表町21市川ビル1階	平成27年1月16日
介護予防通所介護	出町茶論	上京区寺町通今出川上る表町21市川ビル1階	平成27年1月16日
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能 御所ノ内ホーム	下京区西七条南月読町102-1	平成27年1月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)